

## 「エマックス」等の標章に関する件について

株式会社日本建装工業（以下「日本建装」といいます。）が株式会社エマックス東京（以下「エマックス東京」といいます。）に対して提起しておりました米国の E m a x I n c. 社製の電気瞬間湯沸器に関する不正競争防止法に基づく差止等請求訴訟（以下「本訴訟」といいます。）について、最高裁判所は、日本建装の請求を認めた福岡高等裁判所の判決が誤りであるとして、これを取り消し、同高等裁判所に差し戻す判決を下しました。

その後、福岡高等裁判所は、改めて審理し、平成30年1月23日、日本建装のエマックス東京に対する各請求をいずれも棄却したうえ、日本建装に対し、約3200万円をエマックス東京に支払えとの判決を言い渡し、同判決は確定しました。

以上の経過に従い、エマックス東京は、日本建装及びその代表者らに対し、今後エマックス東京が不正競争行為をしているかのような虚偽の事実の告知、流布などをしないことなどを求めて、東京地方裁判所に不正競争防止法に基づく訴えを提起し、審理の結果、同裁判所の勧告により、両者は、和解により解決することといたしました。

その結果、上記和解の条件が守られる限り、日本建装工業は、過去に同社のユーザーや一般に対して配布、掲示、告知した、エマックス東京が不正競争行為をしたかのような事実を内容とする配布文書、日本建装工業のホームページ上の記事、口頭での発言その他一切の情報告知行為を、いずれも中止、撤回すること等を約し、また、エマックス東京もそのホームページ上において、日本建装を非難するような記事を掲載しないこと等を約しました。

以上のとおり、両者は、上記東京地方裁判所の訴訟について、和解しましたので、ここで、皆様にお知らせする次第です。

令和元年11月22日

株式会社日本建装工業  
代表取締役 池邊浩隆

株式会社エマックス東京  
代表取締役 仲田要一

以上